

大分郡庄内の生んだ志士後藤順平小傳

立川輝信

後藤順平は明治十九年四月「東京經濟雜誌社」発行の「大日本人名辭書」中に採録されている県人の一人である。それにもかゝらず「大分県偉人伝」は勿論、彼と同郷の一法師徳惠氏著者「大分県人物叢伝」中にさえオミツとされ、只々増田宗太郎關係のものにわずかにその名を記されている位のものである。

彼がかくも郷土人から顧られないのは何故であろうか。これには一・二の理由が考えられる。

1 彼が身分の低い田舎の一伯樂、今の獣医）の出であること。

2 反政府的であつた彼を明治初期官尊民卑の郷土人が蔑視し、敬遠したこと。
これらがその主因であろう。

彼は、当時県下でも極めて辺鄙で文化程度の低かつた庄内に生れたが、弱冠にして百姓一揆を先導し、わが国初期の代言人（今の弁護士）となり、遂には中津隊の總參謀に挙げられ反政府軍を指揮したが、時に利あらずして城山に敗れ、捕われて長崎の地で斬罪に処せられた。鳥の死せんとするやその声かなしく、人の死せんとするやその言やよしと。人の最後の言には虚偽がなく虚飾がない。彼の真情はその絶唱に明瞭である。

後藤順平辞世の詩歌に曰く、

欲張困憲斯唱兵 却負當時逆賊名 名義只期千載後 董孤椽筆自分明

吳竹の世を空しくも過すかな 人に知らるゝ節もなくして

かかりけるうき世の雲のはれゆきて 今のは空にすめる月影

国憲を張らんと企てて却つて賊名をえた彼の心は遺憾の情に満ちていたであらう。人に知らるる節のないことは心外であつたであらう。しかし今や彼は、孤高を保つて澄める月影と心おきなく安心して世を去つた。

彼死して早や八〇年。彼の直筆して憚るところなき椽大の筆は煙滅し、彼を知る古老は世を去つた今日、果して千載の後にその名義を正す機会が巡り来るであらうか。彼に関する私の研究は、未だ資料の蒐集の充分でなく、したがつて研究も半途であるが、意義ある本誌創刊号に彼の名をかゝげ敢えて世人の関心を願ひ、ひいては地方史研究の一助としていただきたいと思ふ。

△

△

後藤順平は嘉永三年いまの大分郡南庄内村上淵に生れ、六才のとき父多一（一説亀之助）に死別したので祖父完吾に養育されて成人した。

父は牛馬医を業とする伯樂であつた（一説には馬喰ともいわれている）。学を好んだ彼は七才にして居村板井玄洋について漢籍の素読を受け、のち宜園門に入り、さらに府内の竹内寿平・桃園村千歳の森謙蔵に学んだとのことである。

彼が森塾にいたさい、師と対談中の薩藩士橋口次郎、実は本名小松帯刀に面接し、その年、慶応三年十一月彼十八才のとき橋口を訪ねて京に上り、その紹介によつて同志の士と往来し、貴顕の門にも伺候することができた。

明治維新となり沢主水正宜嘉が九州鎮撫総督として長崎に下つたさい、順平もその従者のうちに加えられ随行して長崎に来た。

時にたまたま彼の郷里南庄内村において土地所管変更について紛議が生じた。元來南庄内村の中で、中淵・下田向・瓜生田・奈良田・上淵・直野内山の六ヶ村は旧府内大給分家の所領であつたのが維新とともに日田代官の管下に属することとなり、府内領の時に比して祖税や賦役等が軽減され喜んでいたところ、再び府内領に移管されるとの風聞が立つたため、住民は、憂慮の

末、これが阻止運動をなしうる者は順平以外になしとして彼か帰村を要望した。順平は青雲の志を抱きながら止むなく長崎を辞し郷里上淵村に帰つた。帰村後は善処すべく専らこのことに尽力したが、天下の形勢は一変して藩籍の奉還となり、廃藩置県によつて日田県管下となり、事解決した。

その後、彼は郷土に悠々自適し、読書を事として余暇には帆足杏雨について絵を学んでいたが、時勢は何時までも彼をそのまゝにはして置かなかつた。

世は維新の御世となつたが人心は容易に定らず、全国各地に百姓一揆が起り、本県下でも不穩の空氣が漲つていた。すなわち慶応三年の杵築藩内の農民一揆、明治元年一月の御許山騒動、同年十二月由布院郷内延岡領農民の騒擾、明治二年七月の岡藩農民の蜂起、三年五月別府における山口藩脱徒の暴挙、三年十月日田郡における竹槍騒動、同年十二月庄内郷および日出藩農民の蜂起等がこれである。

大分市上村の伴四郎なる者が庄屋給米ならびに村切錢等の儀について各村ともに不正があり、そのため小前一般人民は迷惑を蒙つていたのでお上へ善処方を願ひ出てあつた。しかるに肥後領では格別の御用捨米等があつたので府内領内、里(さと)・奥兩郷の民共を煽動して暴動を起し府内へ乱入した。

すでにこの不穩な氣脈は隣接旧大給分家領の南庄内村にも通じていた。すなわち、府内領暴挙に呼応して、日田県別府支庁へ後藤順平が主領となつて願ひ出で、一旦は妥協ができて帰村したが、府内領民の獲得条件以下であつたことを知つて、自分達の得た願ひの筋を不満として再挙を計り、遂に十二月十五日党を結び直入郡井手野・名子山・城後・釘小野・二俣・橘木・仲・山浦・小津・塩手・須郷・石合の十二ヶ村と近村長野村(西庄内)を驅催して速見郡由布院村へ押し込み、暴威をもつて一味に加担せしめ、再び別府支庁へ乱入強訴したが遂に説得された。そのとき最後まで頑張つた庄内組は巨魁後藤順平の捕縛によつて漸く逃げ去つた。その事件について取調べの結果、明治四年八月二日付左記の通り巨魁順平以下八名が処罪された。

| | | | | | | | | |
|---|-------|-----|----|---|---|---|---|-----|
| 同 | 法雲寺住職 | 徒三年 | 法雲 | 同 | 同 | 同 | 同 | 周助 |
| 同 | 直野内山農 | 同 | 巳吉 | 同 | 同 | 同 | 同 | 定兵衛 |
| 同 | 中淵村農 | 同 | 周平 | 同 | 同 | 同 | 同 | 秀太郎 |

なお本騒擾に関し取鎮めに当つた小参事山形典次郎以下数人は所罰された。府内藩領の暴民巨魁は死刑、その他もそれぞれ所罰された。

この騒擾事件における諸藩の出兵は次の通りであつた。

日出藩一小隊 府内藩一小隊 岡藩一小隊半 杵築藩一小隊 熊本藩一小隊半 白杵藩二小队

△ △ △

逮捕吟味を受けた順平は前記の通りの刑を受けて日田の監獄に入牢した。当時維新草創の際で入牢者が甚だ多く、すでに矢田宏は二番半の頭であり、豊津藩の志士も多数いた。彼が入牢後間もなく明治四年三月には久富米藩の反政府派寺崎以下数名が大楽事件で入牢して来た。私は日田竹槍騒動を始め明治三年前後の事件には大楽が糸を引いていたのではないかと思う。阿南村の首藤某が大楽源太郎と関係があつたのだから後藤順平もこれに関連があるのではあるまいか。

入獄以来三年近くを過ごした順平は、郷里上淵に齡すでに七〇を過ぎた祖父完吾がいたが家に扶養する者がなかつたので、「存尚養親律」なる法によつて明治六年六月（一説では三月）收贖金を納めて出獄することができた。

因に明治五年庄内郷を中心として全県下にわたつた百姓一揆には、順平は入牢中であつたからこれに関係はなかつたものと思われる。

△ △

さて出獄した順平は、当時天下の状勢により欧米の事情に通ずることの必要を知つて、翻訳本によりこれが知識の習得研究に意を注ぎ、殊に刑律の学に達せんとして、当時民間に伝わる法律を探索して日夜勉強、遂に代言人となることができた。

大分郡庄内の生んだ志士後藤順平小伝

この代言人の訳語は福沢先生によるもので、明治五年の頃、江戸十八衆の三谷三九郎氏の破産事件について、たまたま米国婦りの児玉準一郎氏が法律を学んでいたので、先生は氏をすすめて三谷氏のために法廷に代言せしめたのがその始りである。

明治九年二月二日司法省甲第一号達代言人規則第二条には、

代言人ヲ検査スルニハ左ノ件々ニ照スベシ

一、布告布達沿革ノ概略ニ通ズル者

二、刑律ノ概略ニ通ズル者

三、現今裁判上手續ノ概略ニ通ズル者

四、本人ノ品行並ニ履歴如何

というような規定があつたのだが、彼はこれにパスしたのだから相当な人物であつたことが想像される。なお代言人規則第一条には、

凡ソ代言人ヲラントスル者ハ先ツ専ラ代言ヲ行ハント欲スル裁判所ヲ示シタル願書ヲ記シ所管地方官ノ検査ヲ乞フベシ。地方官之ヲ検査スルノ後、状ヲ具シテ司法省ニ出ス。然ル後其ノ許スベキ者ハ司法卿之レニ免許状ヲ下附ス。となつている。勿論彼はこれにもパスして中津城下において開業した訳だ。

宇佐・下毛の二郡が大分県管下となつたのは明治九年八月二日付で、同年九月十三日付で中津に仮支庁を置き右両郡の事務を管理した。しかして翌一〇年二月二〇日支庁として確置されたが十二月十八日に至り、中津支庁は廢せられて本庁直轄となり今日に至つている。

さて順平がこの新附中津支庁下に着眼して早くもこの地に開業することができたのは、かねて昵懇の西国東郡高田町代言人柳田某の紹介で中津町橋本閑庵という人の世話で同町宇豊後町松野屋事松村才次郎方二階の一室を借り受けて居住することになつたからである。時に明治九年一〇月頃のことであつた。

△

△

爾來中津で代言の業に従事したが頗る評判がよく家業は愈々繁昌した。しかし志士たる彼は常に国事に関心を持ち、大いに時事を論じ、国政を批判すること益々盛であつた。

当時中津には増田宗太郎を中心とする新政府反対の者が多く、種々画策をめぐらしていたが、その主要人物の一人、梅谷安良は順平と交わるに至つて、その人物・識見・経歴を知るに及び、この人物を同志に加えることは万事好都合と考えその機を來るのを待つていた。

後藤が大西郷最負で何とかしてこれを助けたいとの念願を持つていることを確認した梅谷は一日彼等の機関紙発行所である田舎新聞社に後藤を伴つて増田に紹介した。このとき増田はすでに西郷一味と氣脈を通じ、種々と準備工作を廻らしていた際であつたから、ともに時局を論ずるに及んでその人物を察知し、相互に相手の傑物たることを知つて意氣投合、ともに兵を挙ぐることとなつた。かくて順平は同志の一人としてこの壯挙に加盟したのである。時に梅谷は三才後藤は増田より一つ年下の二八才であつた。爾來増田は後藤を参謀格として中津隊の組織活動等すべてその策謀に相談相手とした。したがつて後藤の宿舎松野屋は同志の密会所となり兵器彈藥の隠匿場所となつた。

香川大分県令の明治十年四月五日付隣県えの通知、並に全六日付警布第四号を以て県下に布達したものに、首魁増田宋太郎以下五名に対する手配の人相書があるが、後藤については次の如く書いてある。これによつて後藤の風格を知ることが出来る。

大分県豊後国大分郡淵村 平民

後藤 準 平

二十八才

旧日田県ノ節党民ヲ煽動シ懲役十年ニ処刑中養親ノ為收贖ヲ聽シタル者ナリ

- 一、丈五尺余
- 一、顔丸キ方
- 一、色白キ方
- 一、頭髮断
- 一、眼丸ク鋭キ方
- 一、眉濃
- 一、鼻側骨突起
- 一、齒向二重前ニ生
- 一、顚細ク
- 一、髮濃キ方
- 一、口常体
- 一、音声早クドキル方

大分郡庄内の生んだ志士後藤順平小伝

三月三十一日闇無浜（くらなしはま）における最後の会合で、愈々その夜十二時を期し砲声一発を合図に後藤の宿所松野屋から部置を分つて押し出すことに決り、一応解散したが、中にはそのまゝ後藤の宿所に留つた者もいた。

今回の挙兵において、まず中津支庁を屠り、大分県庁を攻め、以て豊肥国境の警備を大分に移動させ、その虚を突いて国境を越え薩軍に合せんとする策謀は、後藤の献策とのことである。

愈々集合の十二時を迎えようと中津隊の同志は、思い思いに変装して後藤の宿所松野屋に集り、増田は一々部署を定め攻戦の指図をして事を挙げたのである。

この夜、後藤の部隊一五名は、まず中津警察署を襲つたが、堤署長は塩町の下宿に病臥していて不在、僅かに夜を護る宿直の巡查二・三人を捕縛したのみで直ちに支庁舎に向い、増田隊に呼応して攻め込み銃器八〇余挺を得た。

支庁宿直の書記堺田讓は、この騒動に目を覚まし、寢巻のまゝ跳び出して来たところを後藤に袈裟掛に斬り捨てられた。中津は勿論途中各地で発表した挙兵の檄文は後藤純平の起草にかゝるものといわれている。

大分進撃の途中四月二日頭成（一説では日出）で兵を二つに分け、後藤・梅谷の二人が率いる一隊は、海路大分に向い、高崎の嶮を厄する官軍を別府より進む増田隊と挾撃して大いにこれを破り大分県庁へと迫つた。

当時第三大区第二小区（大分駄之原）用務所員であつた二宮庸氏の手記「明治十年四月一日ヨリ三日ニ至ル乱賊日記」中に、「——西応寺西裏ノ畑ヘヒソミ賊ノ行列ヲ見ルニ凡ソ四十名一列ニ行軍ス。中ニ大旗ニ新軍党ト記シ有之ヲ押立テ行ク後ニ十名程ツツク。ソレヨリ藁ヲ荷ナフ賊夫三名其ノ後ニ、又賊一名藁ヲ荷ヒ夫ヲ抑制シテ行ク。是レ則チ放火ヲ司ドルモノナラン。実ニ此事可憎ノ甚シキモノナリ。又大旗ヲ持チタルハ巨魁ノ内後藤準平ノ由。シカルニ賊ノ軍兵既ニ西応寺前ニ出ルト思フ頃官軍砲発ス。賊モ砲発スル内西応寺横ノ藁葺小屋ヘ放火シテ賊散乱シテ所々ヘ放火、尙双方砲戦ス。又賊一手ハ沖ノ浜海辺ヨリ進ミ船頭町口ヨリ放火シテ同町並ニ厩屋共ニ焼失。是ヨリ前、敗走シ放火スルノ時大旗ヲ持チタルハ後藤準平ナランカ云々」と後藤の名を特にあげて書いてある。

別府で漸く参加した矢田宏を同志に引き入れたのも後藤であり、順平は当時彦山にいた矢田を自から訪ねて説得したとは矢田の妹故小野チエ刀自（庄内小野猪六氏の母）が筆者への直話である。

さて別府から小狭間・由布院（殆んどの書物が別府から直ぐに由布院とあるのは事実と相違す）湯之平を過ぎて玖珠郡湯坪温泉に泊り、熊本県小国に出て二重峠を越え薩軍に投じたのも、この地方の地理にくわしい後藤が先達であつたと推察される。

小国街道を進んだ中津隊増田隊長は後藤とともに薩軍佐藤隊の哨兵に拳兵の趣旨と薩軍に加わるために来たことを隊長に告げしめた。佐藤隊長は大いにこの拳に感じ両人と会見、速にその隊を率いて来らしめ、小隊長川上周蔵をして両名を伴い熊本の本宮に至つて西郷に告げしめた。このとき西郷は厚く両氏を饗応し、かつその兵を勞らい、中津隊を佐藤隊の附属として大津に滞陣せしめた。一説には四月五日午前七時に増田は後藤を伴つて二重峠の薩軍に至り、桐野利秋との前約によつて応援に來たことを告げ、隊を率いて大津に赴きこの方面の指揮官野村忍助と會つたと。増田と野村とはかねて桐野の宅で面識があつたので互に喜び、飢肥隊の伊藤直記を案内者として後藤・梅谷を伴い熊本の本宮に西郷・桐野を訪い、本宮から歸つた増田は、薩軍編成にならつて野村隊の一小隊となつたと。

このとき平民の後藤は、士族上りの中津隊との居り合い上しばらく薩軍の本宮に留つて事に当り、の中津隊に復歸して馬見原の戦で銃創を受け新奇隊で治療ののち、八月十七日薩軍の可愛嶽突破には参加して鹿見島に入り、九月二〇日城山で敗るに及んで官軍に降つた。一〇月二〇日主謀を以て断ぜられ、長崎において斬罪に処せられた。時に二八才であつた。「西南勇士伝」には「もと中津の人に非らざるを以て中津の兵士之が指揮を拒む。故に一分隊を引て軍の奇兵隊に入り三田井を守る。また進みて馬見原に戦い銃丸に中りて退き延岡城に入る。城陥るに及びて宋太郎に永井村に會し、俱に鹿見島の城山に入る。防戦廿余日、隆盛等戦歿するの後、縛につき斬らる」とある。

のちに彼は次の如き判決を受けているが、私が昭和十七年秋その奥津城を訪うた際は、何時の日に人が詣てたかと疑われるほどに草木が蔽ひ茂り祠型の墓標は容易にこれを見出すことができなかつた。そのうち時局に應じて中津人士の中津隊顕彰に

刺戟されてか、一部郷土人によつて供養の行事が行われたとのことであるが、敗戦後の故園は大変革され未だ国情安定せざる今日、果して志士後藤順平の霊は静かに眠つてゐるであらうか。

記

検特第三二四号

証 明 書

大分県豊後国大分郡南庄内村

後 藤 順 平

右明治十年十月中九州臨時裁判所ニ於テ延断ヲ受ケタル内乱ニ関スル罪ハ本年勅令第十二号大赦ニ依リ消滅ス

明治廿二年六月七日

大審院検事長 名 村 泰 蔵 印

大分県豊後国大分郡南庄内村大字淵村

平 民

後 藤 順 平

右之者明治四年八月二日日田県ニ於テ延断ヲ受ケタル暴動罪ハ本年勅令第十二号大赦ニ依リ消滅ス

明治廿二年六月廿一日

大分県始審裁判所上席検事代理

検 事 木 村 盛 登 印

参考と引用文献

| 編者 | 書名 |
|---------|--------------------------------|
| 大分県警察部編 | 大分県警察史 |
| 下毛郡教育会編 | 下毛郡誌 |
| 山本艸堂編 | 下毛郡史 |
| 広池千九郎著 | 中津歴史 |
| 緒方多賀雄著 | 明治十年西南戦史 |
| 山崎有信著 | 豊前人物志 |
| 大川信義編 | 大西郷全集 |
| 鹿兒鳥県編 | 鹿兒鳥県史 |
| 大分市役所編 | 大分市史 |
| 黒龍会編 | 西南戦記 |
| 熊谷盤舟著 | 増田宗太郎 |
| 竹下数馬 | 増田宗太郎歌集 |
| 大橋奇男編 | 増田宗太郎遺稿 |
| 佐々友一著 | 職袍日記 |
| 佐藤盛雄著 | 西南役に於ける豊後方面の戦 闘、特に大野郷の戦闘に就て |
| 香春建一著 | 西南役中津隊先陣ほぎ奮戦史 |
| 加治木常樹著 | 陸南血涙史 |
| 土屋喬雄編 | 明治初年農民騒擾録 |
| 全人著 | 日本社会経済史の諸問題 (明治五年の豊後四郡一揆) |

大分郡庄内の生んだ志士後藤順平小伝

| | |
|------------|--------------------------------|
| 田村栄太郎著 | 近代日本農民運動史論 (西南戦役と豊前農民の世直し) |
| 西村兼文編 | 鹿兒島征討日記 |
| 常井誠一郎編 | 薩肥伝信録 |
| 青木輔清編 | 西南征討史略 |
| 和田定節編 | 参考鹿兒島新誌 |
| 井沢菊太郎 | 繪入鹿兒島征討全記 |
| 川崎三郎(紫山) | 増訂西南戦史 |
| 大分県教育会 | 大分県史要文化篇 |
| 寺崎三矢古 | 明治勤王党事蹟 |
| 川島澄之助 | 明治四年久米藩難記 |
| 陸軍文庫 | 明治十年征討軍団記事 |
| 陸軍参謀本部 | 征西戦記稿 |
| 旧別働第三旅団参謀部 | 西南戦闘日記 |
| 二宮庸手記 | 明治十年西南征討史 |
| 首藤文平 | 明治十年乱賊日記 |
| 筆者不明 | 明治三年十二月百姓一揆之記 |
| 武石繁治 | 明治三年日田變動日誌 |
| 掛谷新六 | 明治三年日田民変 |
| 安部甚三郎編 | 日田竹槍騒動史 |
| (以下省略) | 西南戦史 |
| | 明治廿二年六月廿一日大分新 聞(連載の後藤學平の記事) |